

特 記 仕 様 書

特 記 事 項
1. 工事は既設水道管を運用しながら行うため、管路に影響を与えることのないよう注意すること。
2. 市道中央線を施工する際は、最低、上下線の各1車線を通行できるようにして、規制を行うこと。
3. 市道中央線車道部の舗装復旧において、車線により舗装材の構成が異なっているので、注意すること。なお、排水性舗装部分は、基層を粗粒度 As (20) 改質Ⅱ型、表層をポーラス As (13) 改質Ⅱ型を使用すること。
4. 市道中央線および市道香力大通りの歩道部の舗装復旧においては、透水性舗装とし、舗装構成については図面を参照とすること。
5. 地元自治会に周知を行うこと。
6. 配管詳細図に記載の管路用マーカー（支給材）および弁室用マーカー（支給材）は、発注者から支給する。